

令和5年度 高齢者肺炎球菌感染症 定期予防接種

定期接種の対象期間は該年度の1年間のみです。希望される場合は期間内に接種してください。

※①②いずれかに該当する方。

市に住民登録があり、①令和5年度に下表の年齢になる方②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器のいずれかの機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※これまでに肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌きょう膜ポリサッカライドワクチン)を1回以上接種した方は除く。

※①の方へ3月末に予診票を発送しました。4月1日以降に清瀬市に転入した方は下記までお問い合わせください。

※市に接種記録がある方には、予診票は送付しません。

※②の方で、接種を希望する方は下記までお問い合わせください。

期4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

場市内指定医療機関費2,500円(生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者は減免制度あり) 問健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075



年齢	令和5年度対象者生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日

清瀬市野塩多世代交流施設 オープン

野塩老人いこいの家は都営野塩アパートの建て替え工事に伴い解体され、4月1日(土)より新たに「清瀬市野塩多世代交流施設」としてオープンします。施設の貸出しも行います。

問むらさき会(指定管理者) ☎090-8115-4945 または市民協働課協働係 ☎042-497-1803



自動通話録音機能付きの電話機などの 購入費を一部助成します



※市内在住の65歳以上の方もしくは同居の方で、市税を滞納していない方【対象機器】(公財)全国防犯協会連合会による「優良防犯電話推奨品目録」に記載されており、令和5年4月1日から12月31日までに購入したもの

【助成金額】機器の購入費の4分の3(上限1万円) 問①申請書(市ホームページからダウンロード可) ②

65歳以上の方の氏名・住所・年齢がわかるものの写し③申請者の氏名・品名・販売店名・日付の記載された領収書④機器の品名・形式・主な仕様が記載されている部分の写し⑤補助金の振込先口座(申請者名義)の通帳の写し

問①～⑤をそろえて直接窓口または郵送で消費生活センター ☎042-495-6211へ

清瀬の学校探訪

清瀬第二中学校

梅園2-9-15

問教育指導課 ☎042-492-5111 (代表)

教育目標

愛情・学力・勤労・健康

～より豊かな心を培う、より深く自ら学ぶ、よりよく働き責任を果たす、より遅しく心身を鍛える～

特色ある教育活動

○豊かな心の育成

- ・行事や生徒会活動を充実させ、生徒が主役となる場面を創る。
- ・道徳教育に関わる取組みや総合的な学習の時間を充実させ、豊かな心の育成を図る。

○確かな学力の定着

- ・「二中スタンダード」を基本に、「わかる授業」を展開する。
- ・意見発表、議論、教え合いなどのアウトプットを重視した活動の充実を図る。

○安心・安全・信頼ある学校生活

- ・あいさつの習慣で、豊かな人間関係づくりや自己肯定感の向上を目指す。
- ・特別支援の校内委員会を中心に、特別支援教育の充実を図る。

○家庭・地域と連携した開かれた学校づくり

- ・ホームページや学校・学年便りなどにより情報を発信して開かれた学校づくりを進め、地域の方々と連携した教育活動に取り組む。



タブレット端末の活用



和の心 講演会



合唱コンクール

◆身に付けさせたい五つの力の現状

全国学力・学習状況調査の調査項目のうち、本市が身に付けさせたい①～⑤の五つの力に該当する項目を抽出し、それぞれの達成状況をまとめました。

教科に関する調査	二中 都 全国 (平均正答率)		
	①生きて働く知識・技能	国語 73%	70%
	数学 63%	62%	60%
②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力	国語 63%	64%	62%
	数学 40%	40%	36%
意識調査(「はい」と回答した割合)			
③学び続ける力(自分でやると決めたことはやり遂げようとしていますか)	87%	85%	87%
④清瀬を誇る気持ち(地域や社会をよくするために何をすべきか考えますか)	52%	39%	41%
⑤生命尊重(いじめはどのような理由があってもいけないと思いますか)	97%	95%	96%

◆今後の取り組み

○国語：文章を正確に読み取ることや、考えたことを文章で表現することに課題がある。複数の文章を読んだり、交流したりすることを通して自分の考えを形成する力を育むとともに、文章を書く課題を増やし、さまざまな書き方の指導を行う。

○数学：記述問題や文章題を苦手とする生徒が多い。定期考査の解き直しなどで学習を振り返る習慣をつけるとともに、基礎学力の向上を図り、文章問題や記述問題の練習を繰り返すことで数学的に問題を発見・解決する力を育む。

○その他：今後も主体的・対話的な学びを通して学び続ける力を培う。総合や道徳などにおける郷土学習により、地域を大切にすることをさらに向上させる。命をテーマにした講演会などにより、生命尊重の意識を一層向上させる。

次回は清瀬第三中学校

清瀬市新エネルギー機器等設置補助金

温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器の設置費用を一部助成しています(予算額に達し次第終了)。

※市内在住で、お住まいの住宅に新たな補助対象機器等を設置した方、または新たな機器等が設置された住宅を購入し、居住している方【補助金額】右表のとおり

問4月3日から令和6年3月29日の平日に、対象機器設置完了後、必要書類を持参(郵送不可)し、直接環境課環境政策係 ☎042-497-

2099へ ※必要書類など詳しくは市ホームページを確認してください。 詳しくはこちら



対象となる機器	補助金額
太陽光発電システム	1㎡あたり30,000円(上限100,000円)
家庭用燃料電池(エネファーム)	50,000円
蓄電池	50,000円

※2種以上の機器を設置した場合はそれぞれの合算額を補助します。

消費生活相談の現場から

お得にお試しのつもりが 高額請求! ~ネット通販の定期購入トラブル~

【事例】スマホで動画を見ていたら「今だけ! 初回限定1,980円」「定期縛りなし」という美容液の広告が表示された。この値段で買えるなら試してみようと思われ、2日後に商品が届いた。しかし、その10日後に同じ商品が3本届き、今度は18,000円の高額請求を受け、驚いた。

同封されていた納品書に「定期コース」の記載があり、定期購入契約になっていることを知った。定期購入の申込みはしていないので2回目の商品は返品したいが、問合せメールの返信はなく、電話も混みあっていてつながらない。利用規約を確認すると定期購入の解約は電話のみとなっていた。このまま電話がつながらないとさらに商品が届き高額請求を受けるのではないかと不安だ。

【アドバイス】初回低価格を強調したインターネット広告を見て、「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだところ、実際は解約手続きを行わない限り定期的に商品が送られてくる定期購入契約となっていたという相談が急増しています。また、解約についても「次回



発送日の○日前までに申し出が必要」といった解約期間に制限がある場合や、解約方法が電話のみとなっていない場合があり、トラブルとなっています。

解約方法について民法では限定していません。それに対して事業者の都合で解約方法を制限し実質的に解約しづらい状態に陥らせているこの利用規約は、消費者の利益を一方的に害する条項と解釈され、不当な部分の無効を主張できると考えます。

電話がつながらない場合は、事業者との電話がつながった際に解約した根拠を示せるよう、期間内にメールなどで申し出をし、解約した証拠を残しておきましょう。お困りの際は消費生活センターにご相談ください。

問消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)